

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の 提出を求める公示

令和3年3月9日

関東地方整備局 富士川砂防事務所  
事務所長 萬徳 昌昭

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本工事は、契約手続き等について、一部を除き、上記の富士川砂防事務所とは別の事務所（関東地方整備局甲府河川国道事務所）において行う工事である。

本工事は、「建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める工事」である。

### 1. 当該招請の主旨

本件は、早川左支野呂川（山梨県南アルプス市芦安芦倉地先）において護岸を整備する工事に関する公示である。

富士川砂防事務所の砂防事業における令和元台風19号による災害復旧工事は、被災箇所の日も早い復旧のため、所管事業の迅速かつ確実な執行が求められるところであるが、工事箇所が山間部となり資機材の調達が困難であること等その特殊性により競争に参加する者が少なく、入札不調等が発生することが想定され、円滑な施工体制の確保が難しい状況である。

今般、事業の緊急性が高く不調不落となった、又は不調不落となる可能性のある工事において、確実な発注及び施工体制の確保を図り速やかに工事を実施するために、当該工事の施工に係る技術的適正を持った者を特定した上で、当該者（以下「特定者」という。）以外に他の参加者がいないかを確認するための公募手続き（以下「確認公募型随意契約」という。）の試行を行うものである。

当該工事に必要な施工体制を有している特定者を契約の相手方として、契約手続きを行う予定であるが、特定者以外の者で下記の3. 応募要件を満たし、当該工事を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定者を本工事に係る随意契約の相手方とする。

なお、応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定者と当該応募者に対して、見積書の提出を依頼し価格競争方式で工事受注者を決定する。

### 2. 施工概要

- (1) 工事名 R2 広河原上流護岸災害復旧工事（電子契約対象案件）
- (2) 工事場所 山梨県南アルプス市芦安芦倉地先

(3) 工事内容 本工事は、早川左支野呂川において、令和元年台風19号の豪雨に伴う出水によって被災した護岸を復旧するものである。

地形等 工事場所は、県道南アルプス公園線を開運隧道から17km程度北上した場所となり、南アルプス国立公園の特別地域内であることから、自然環境への配慮が必要となる。

(4) 工事数量	流路	1式
	砂防土工	1式
	流路護岸工	1式
	基礎工	約100m
	巨石張(練)	約2,000m <sup>2</sup>
	構造物撤去工	1式
	コンクリート取壊し	約620m <sup>3</sup>
	仮設工	1式

(5) 工期 契約締結の翌日から令和3年12月28日まで

(6) 資料 別冊図面

(7) 本発注工事は、以下に示す施行等の対象工事である。詳細は説明書による。

- ①「ワンデーレスポンス」実施工事
- ②完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事
- ③工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事
- ④建設リサイクル法対象工事
- ⑤見積決定後契約締結前に支店又は営業所の運営状況等が確認できる資料の提出を求める対象工事
- ⑥総価契約単価合意方式
- ⑦出来高部分払方式
- ⑧「設計変更審査会」の設置対象工事
- ⑨工事工程表の開示試行工事
- ⑩週休2日制適用工事【受注者希望方式】
- ⑪熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

(8) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

### 3. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下の通りとする。

#### 1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ②関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格のうち一般土木工事C等級に認定されている者であること。  
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- ③会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④山梨県内又は長野県諏訪郡富士見町内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。（経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が栃木県内であること。ただし、当該事務所が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合であること。）
- ⑤関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、本発注工事の工事種別における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- ⑥本工事に事業協同組合として参加意思確認書を提出した場合、その構成員は、単体として参加意思確認書を提出することはできない。
- ⑦経常建設共同企業体の構成員は、本発注工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が3年以上あること。
- ⑧関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑨本発注工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業でないこと。詳細は説明書による。
- ⑩参加意思確認書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は説明書による。
- ⑪警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑫工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。
- ⑬説明書の交付を直接受けた者であること。

## 2) 実績に関する要件

平成17年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企

業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

ア) 砂防工事であること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記 4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が 65 点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社が上記の施工実績を有し、他の構成員は下記の施工実績を有すること。

イ) 一般土木工事であること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

### 3) 工事施工体制（配置予定技術者）について

次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に専任で配置できること。なお、請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開催されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

① 主任技術者は、1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあつては、1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は説明書による。

② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

③ 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。詳細は説明書による。

## 4. 手続等

### (1) 担当部局

#### 1) 契約関係

〒400-8578 山梨県甲府市緑が丘1丁目10-1

関東地方整備局 甲府河川国道事務所 経理課

電話 055-252-5494

FAX 055-252-5460

メールアドレス ktr-kt6531c@gxb.mlit.go.jp

#### 2) 技術関係

〒400-8578 山梨県甲府市緑が丘1丁目10-1

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 説明書を上記(1)1)の問い合わせ先で交付する。

交付期間は令和3年3月9日(火)から令和3年3月29日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日)を除く毎日、9時00分から17時00分まで(最終日は16時まで)とする。また、郵送(着払い)による交付も行うので、上記(1)1)の問い合わせ先に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

2) 希望者には、電子データを交付するので、予め上記(1)1)の問い合わせ先に電子メールで申し出ること。その際、会社名、担当部署、担当者、送付先メールアドレス、電話連絡先等を記入すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和3年3月29日(月) 16時00分

提出場所：上記(1)1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)、若しくは電子メール(着信を確認すること)による。

ただし、電子メールで提出する場合においても押印をすること。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して価格競争による見積書の提出を依頼する際の提出予定期限は次のとおり。

令和3年4月19日(月) 14時00分

(4) 3.(1)1)②に掲げる競争参加資格の認定を受けていない場合も4.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が見積書の提出依頼者として選定された場合に、見積書を提出するためには、見積合わせの時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。